

自転車を利用される皆様へ

注意

# 自転車の交通違反に対し

## 反則通告制度(青切符)を適用

～令和8年4月1日から～

道路交通法の改正により、自転車の交通違反に対する反則通告制度(青切符)の導入について、令和8年4月1日から施行されます。



### 反則通告制度(青切符)とは・・・

道路交通法違反のうち、信号無視や指定場所一時不停止など比較的軽微であり、警察官が現認可能で定型的な違反を対象に、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度です。

酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符(赤切符)で対応します。

また、反則通告制度は**16歳以上の者**を対象としています。

### 《主な違反と反則金額》

携帯電話使用(保持)	1万2千円
信号無視	6千円
通行区分違反(逆走等)	6千円
指定場所一時不停止	5千円
公安委員会遵守事項違反(傘さし運転等)	5千円
並進、二人乗り	3千円

重要

## 次の違反は**即検挙の対象**※です！

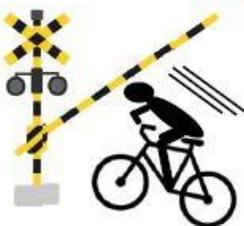
携帯電話使用等(保持)

¥12,000



遮断踏切立入り

¥7,000



自転車制動装置不良

¥5,000



など

※自転車の交通違反に対しては、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、上記のような**悪質・危険な違反は検挙の対象**となります。

